

東日本大震災による 水産への影響と対応

(水産関係の対応)

水産庁

地震・津波被害への水産関係の対応

【第1ステップ】 応急の対応

被災者の生活確保・
被害状況の把握

政府緊急災害対策本部の設置等

1. 漁業取締船による被災地への支援物資の供給、漁港や周辺施設の被災状況の調査
2. 被災地に職員を派遣し、水産関係者から、直接復興に向けた具体的なニーズを聞き取り
3. 当座の資金調達の円滑化措置 等

支援物資の引き渡し



【第2ステップ】 当面の復旧対策

一刻も早い
生業の再開

平成23年度1次補正予算等による対応

1. 漁業再開に必要な資金の確保
2. 漁船、漁具、養殖施設等の手当て
3. 産地市場、水産加工施設等の再建
4. 漁港・漁場・漁村の復旧

【第3ステップ】 本格的復興対策

水産を構成する各分野を
総合的・一体的に復興

「東日本大震災からの復興の基本方針」、「水産復興マスタープラン」 に沿って本格的に復興

1. 「水産復興マスタープラン」(平成23年6月28日水産庁公表)、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日公表)に沿って、水産を構成する各分野を広く見渡し、地元の意向を十分に踏まえ、我が国水産の復興を推進
2. 「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、漁港、漁船、養殖施設、水産加工流通施設、漁場等の復旧・復興の工程表を策定(平成23年8月26日、11月29日、平成24年5月18日)。
3. 具体的な施策のメニューとして、平成23年度第1次補正予算に加え、第2次、第3次補正予算及び平成24年度当初予算(復旧・復興対策分)により総額8千億円超を措置し対応しているところ。

水産復興マスタープランの概要

我が国水産における被災地域の重要性

- 岩手県、宮城県、福島県では、ほぼ全域で壊滅的な被害。水産関係の被害額は1兆円を超える状況。
- 被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給を確保するうえでも極めて重要。

復興に向けての基本的な考え方

【復興に当たっての基本理念】

- ① 地元の意向を踏まえて復興を推進する
- ② 被災地域における水産資源をフル活用する
- ③ 消費者への安全な水産物の安定的な供給を確保する
- ④ 漁期等に応じた適切な対応を行う
- ⑤ 単なる現状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す

【復興の基本的方向】

(1)沿岸漁業・地域

- ・ 漁業者による共同事業化等により、漁船・漁具等の生産基盤の共同化・集約化を推進
- ・ 民間企業の資本等の導入に向けたマッチングの推進や、必要な地域では地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組み等の具体化
- ・ 周辺漁港との機能の集約・役割分担等の検討を行い、復旧・復興事業の必要性の高い漁港から着手

(2)沖合遠洋漁業・水産基地

- ・ 漁船・船団の近代化・合理化による漁業の構造改革、漁業生産と一体的な流通加工業の効率化・高度化
- ・ 沖合・遠洋漁業の基盤となる拠点漁港については、緊急的に復旧・復興事業を実施するとともに、さらなる流通機能・防災機能の高度化等を推進

水産を構成する各分野を総合的・一体的に復興

原発事故への対応

- 放射性物質の調査等に対する国の取組を強化
- 食品の安全性に関する情報の海外に向けた発信等

1. 漁港

- 漁港間で機能分担を図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保
- ① 全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港
- ② 地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港
- ③ その他の漁港

2. 漁場・資源

- 早期再開に向けて優先すべき漁場から、がれき撤去を支援
- 継続的に漁場環境調査を実施

3. 漁船・漁業管理

- 漁船・船団の近代化・合理化の促進
- 共同利用漁船の導入等や共同化・協業化の推進
- 燃油価格の高騰等への対応等を通じ、水産物供給を確保

4. 養殖・栽培漁業

- 生産性等の高い養殖経営体の育成に向けた共同化・協業化・法人化
- さけ・ます等の種苗生産・放流体制を再構築

5. 水産加工・流通

- 地域の意向等に応じ、集積化・団地化や施設整備等を推進
- 6次産業化や品質・衛生管理の向上等を支援
- 漁港の復興と整合をとりつつ、産地市場を再編

6. 漁業経営

- がれきの撤去等を通じた被災漁業者の雇用機会の確保
- 地元漁業者と民間企業との連携に向けた仲介・マッチングの推進等

7. 漁協

- 地域の漁業を支える漁協系統組織の再編・整備
- 資本注入等を通じた信漁連等の健全性の確保

8. 漁村

- 地元住民の意向を尊重しつつ、災害に強い漁村づくりを推進
- 漁村の状況に応じた最善の防災力を確保
- エコ化や6次産業化の取組を推進

水産を構成する各分野を広く見渡し、
地元の意向を十分に踏まえ、
全体として我が国水産の復興を推進

水産復興マスタープランによる水産の復興のイメージ

水産の本格的な復興へ

漁業の早期再開支援

漁業・養殖業の経営再開に対する支援

- ・漁業者によるがれき撤去



- ・実質無利子融資や無担保・無保証人融資を実施

- ・共同利用漁船の導入



- ・定置網、養殖施設の復旧

水産加工流通業の復旧・復興に対する支援

- ・仮設冷凍・冷蔵庫の導入

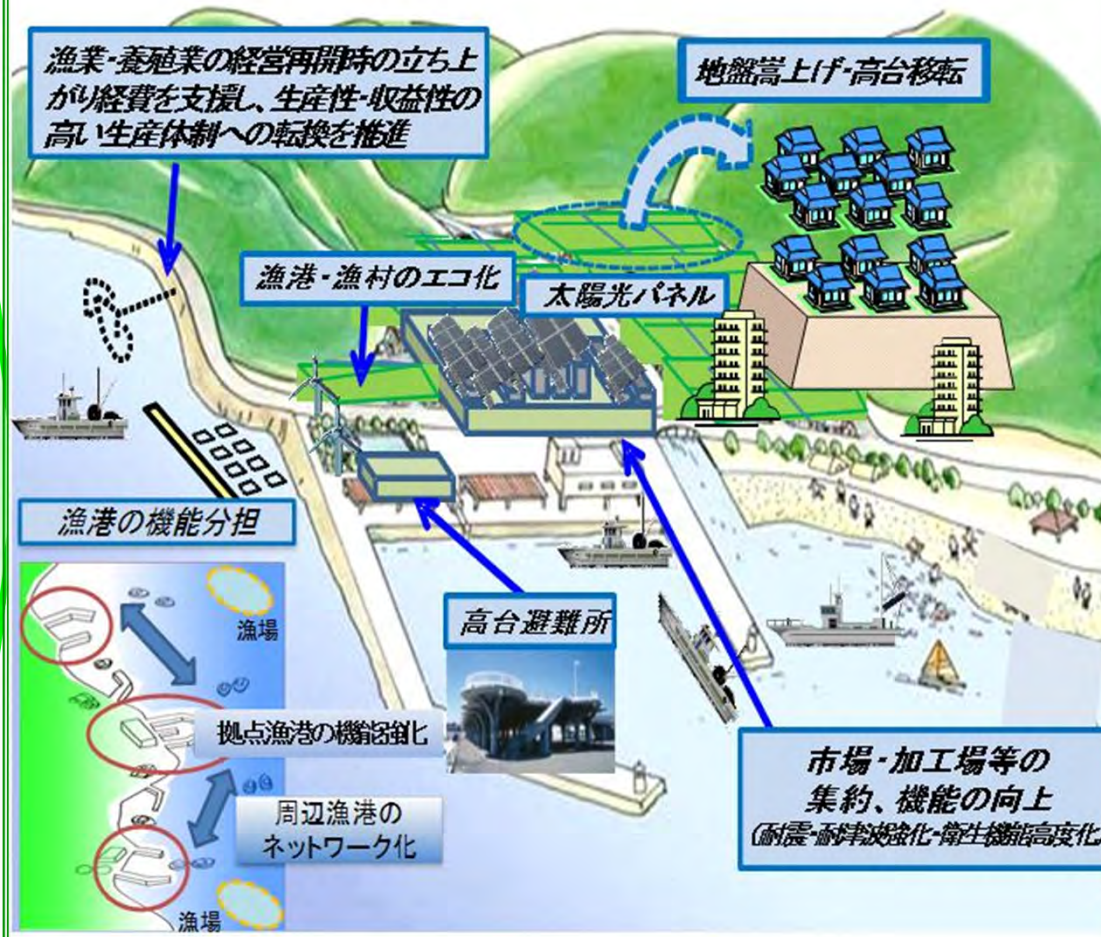


漁港・漁村等の復旧・復興に対する支援

- ・漁港内のがれき撤去等



本格的な復興に向けた取組の支援



- 我が国の水産基地として復活
- 漁港機能の集約・強化
- 漁船・養殖施設等の近代化・合理化
- 被災地の水産資源のフル活用
- 流通・加工業の効率化・高度化
- 漁村の防災機能の強化・エコ化
- 安全な水産物の安定供給の確保

東日本大震災からの復興の基本方針（水産関係抜粋）（平成23年7月29日公表）

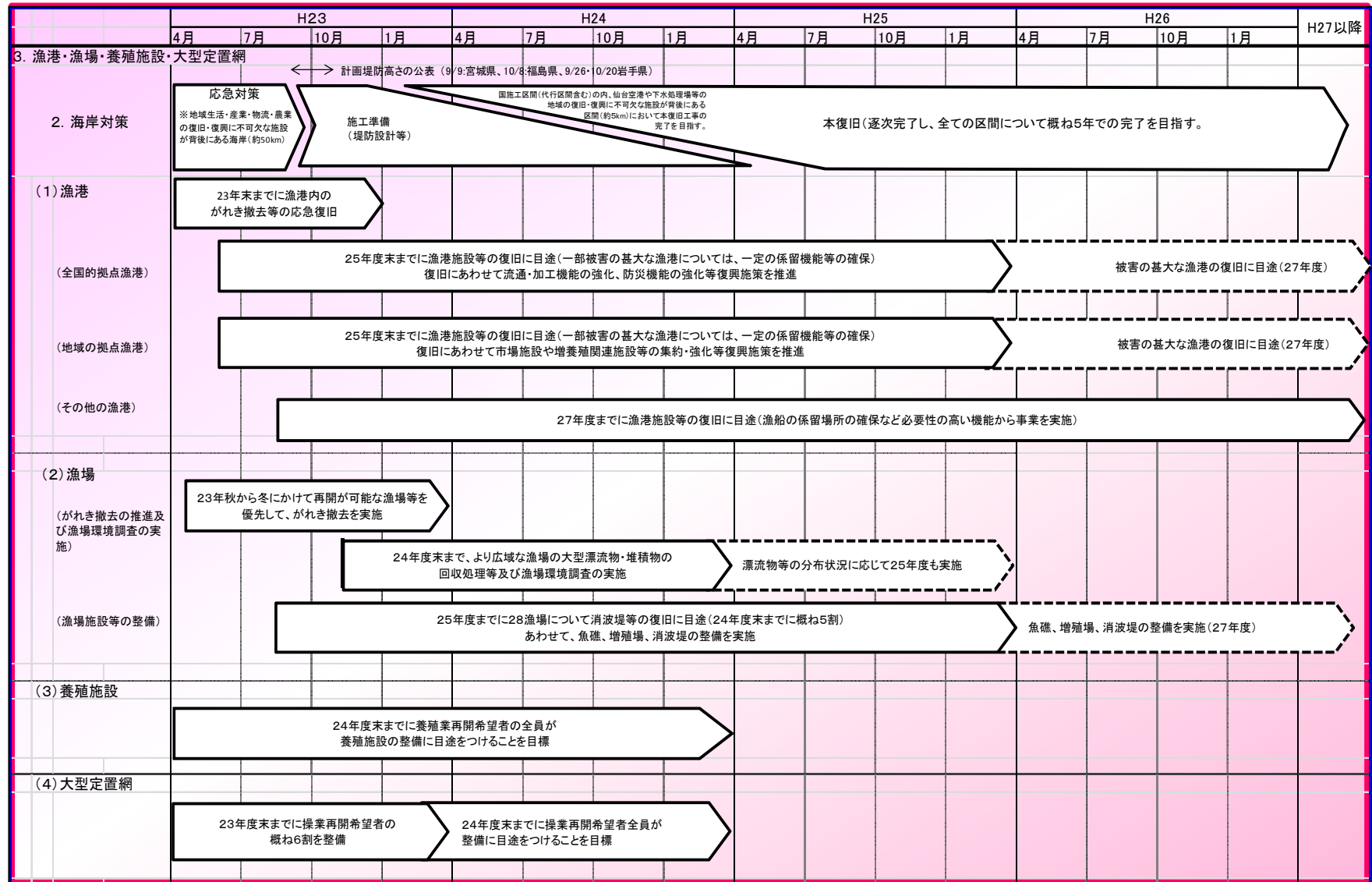
- 被災した地方自治体による復興計画等の作成に資するため、復興構想会議の提言を受け止めて策定された、国による復興のための取組みの基本方針。

水産の再生

- (i) 漁船、漁具、養殖施設の復旧、冷凍冷蔵設等共同利用施設の整備、被災漁業者等によるがれきの撤去の取組みに対する支援などにより、漁業経営再開、地域水産業の復旧のための支援を実施。
- (ii) さけ・ます等の種苗生産体制の再構築や藻場・干潟等の整備、科学的知見も活かした漁場環境の把握、適切な資源管理等により漁場・資源の回復を図る。
また、例えば、養殖業は生産開始から収入を得られるまでに一定期間が必要である等、個々の漁業の特性にきめ細かく対応しながら、安定した漁業経営の実現に向け、漁船・船団の近代化・合理化の促進、経営の共同化や生産活動の協業化を進め、漁業の体質強化を図る。
- (iii) 水産加工・流通業は、例えば牡蠣等の生産者と連携した新たな商品開発を行うといった6次産業化の取組みも視野に、漁業生産と一体的な復興を推進する。さらに、造船業などの関連産業の復興を支援。
- (iv) 漁港については、拠点漁港の流通機能等の高度化、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保。
全国的な水産物の生産・流通の拠点となる漁港については、流通・加工機能の強化等を推進。
地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港については、周辺漁港の機能の一部を補完することに留意しつつ、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進。
その他の漁港については、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から事業を実施。
- (v) 地域の理解を基礎としつつ、漁業者が主体的に技術・ノウハウや資本を有する企業と連携できるよう仲介・マッチングを進めるとともに、必要な地域では、地元漁業者が主体の法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる特区制度を創設する。

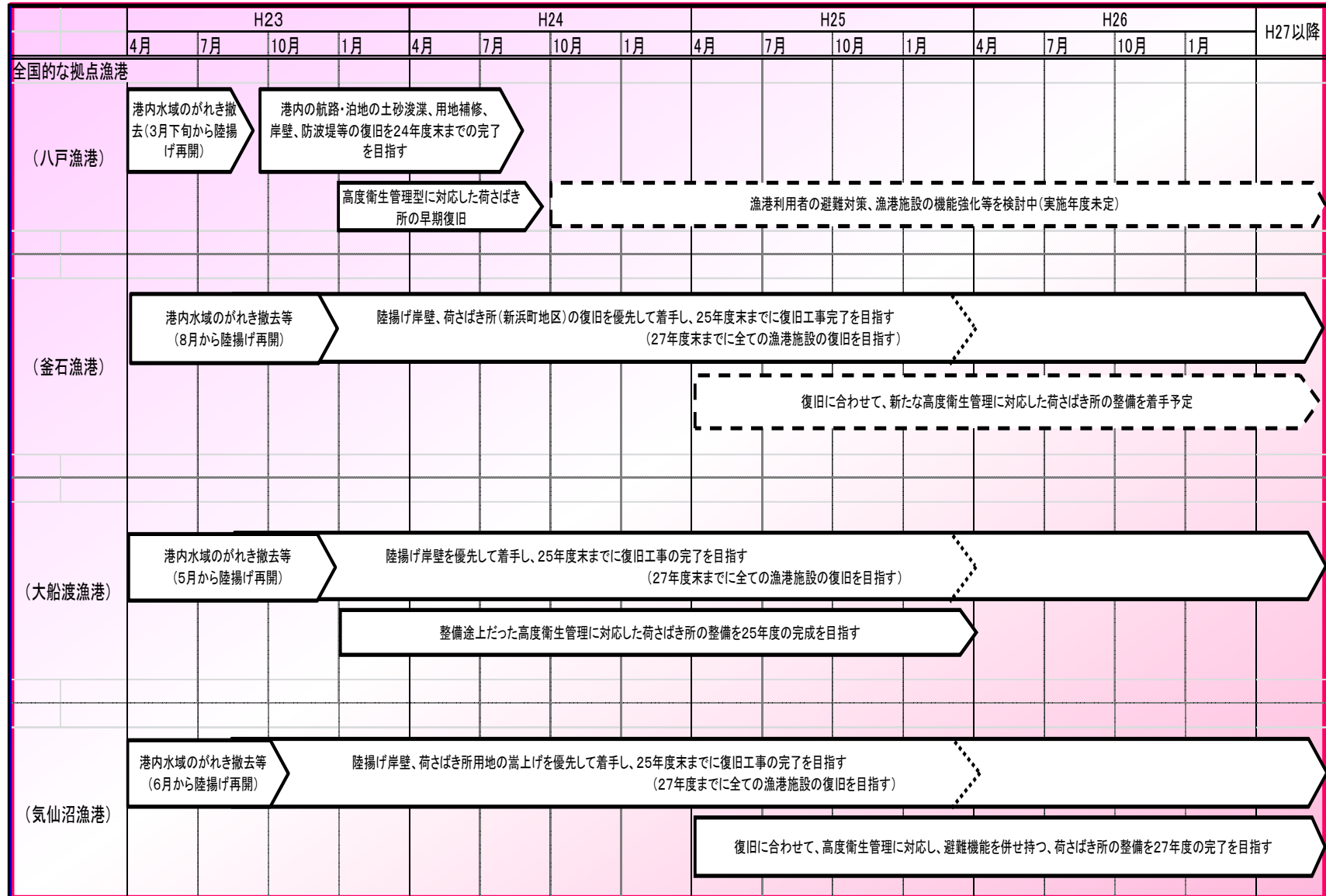
復興施策の工程表① (水産関係抜粋) (平成23年8月26日、11月29日、平成24年5月18日公表)

○「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、公共インフラ整備を中心に、各復興施策の当面の工程表等を策定。

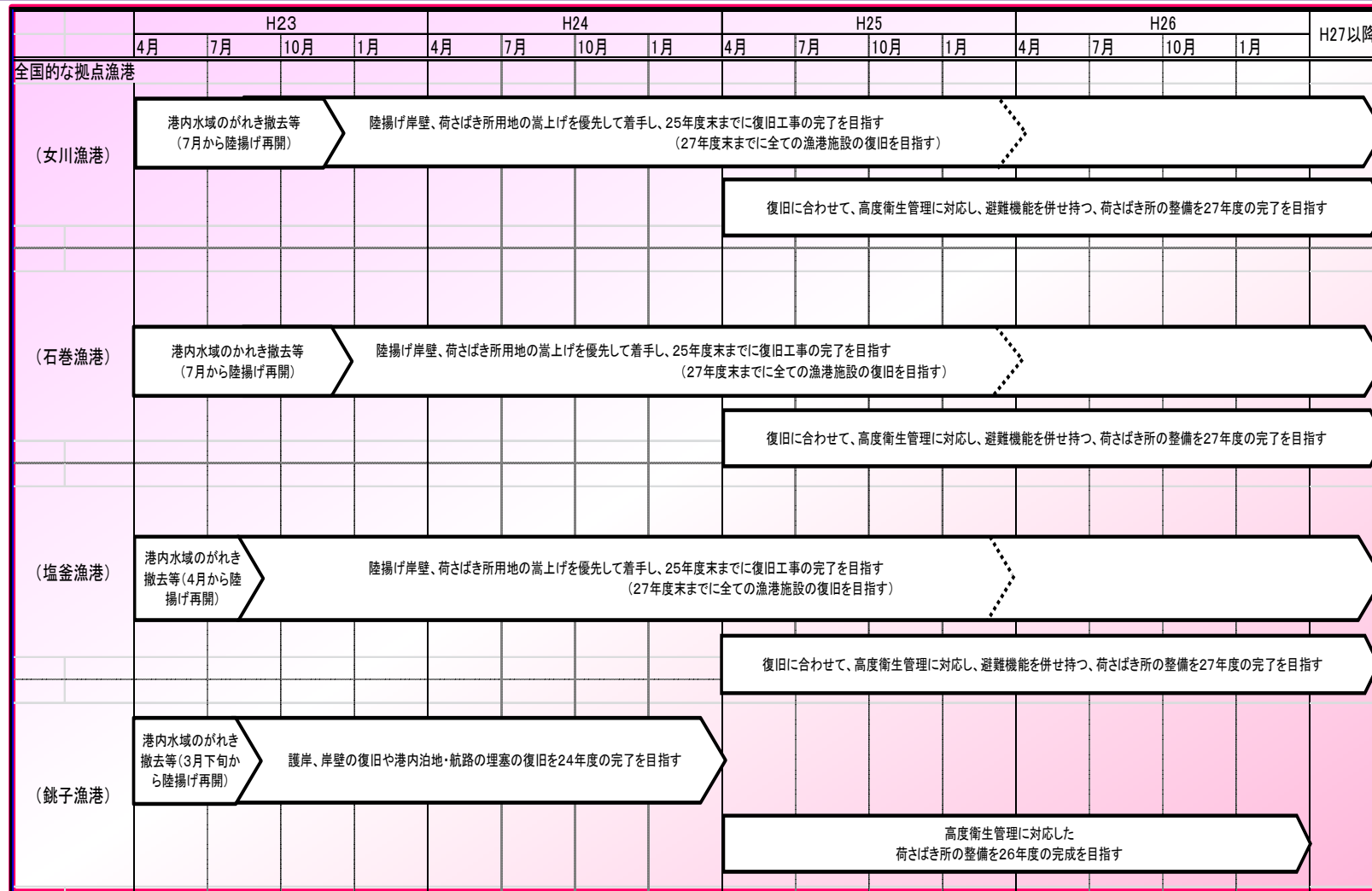


復興施策の工程表② (水産関係抜粋) (平成23年8月26日、11月29日、平成24年5月18日公表)

○ 漁港については、全国的な拠点漁港として8漁港それぞれに事業計画及び工程表を策定。地域の拠点漁港については、各県内で調整中ではあるが、その代表的な漁港名を例示。



復興施策の工程表③ (水産関係抜粋) (平成23年8月26日、11月29日、平成24年5月18日公表)



- このほか、漁場、養殖施設、大型定置網については、県別(青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県)の工程表も策定。
- また、漁船については24年度末までに1万2千隻の9割を復旧し、25年度末までには少なくとも1万2千隻の復旧に目途、加工流通施設については27年度末までに再開希望者全員の施設の復旧に目途、種苗生産については27年度末までに被災前の生産水準までの回復を目標として工程表を策定。